

令和5年8月10日

福岡地方最低賃金審議会

会長 丸谷 浩介 殿

福岡地方最低賃金審議会

福岡県最低賃金専門部会

部会長 丸谷 浩介

福岡県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月6日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県最低賃金の改正決定について、「労働者の生計費」、「賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえるとともに、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取等を参考に、福岡県の状況について、①消費者物価の上昇の働く者の生活への影響、②企業物価の上昇の中小企業の経営状況における影響、③売上高利益率及び業況、④最低賃金の影響率、⑤最低賃金の地域間格差の是正等を十分に考慮のうえ、調査審議を重ねたが、意見の一致をみることができなかつたため、公益委員見解（別紙1）を示し、採決を行い、賛成多数により別紙2の結論に達したので報告する。

また、別紙3のとおり、令和3年10月1日発効の福岡県最低賃金（時間額870円）は、令和3年度の福岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

本件の審議に当たった当専門部会委員は、別紙4のとおりである。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図るため、政府等において早急な諸対策の実施・検討を行うよう、当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費分を含む適正価格での取引実現に向けた取組を一層強力に推進すること。
- 2 中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業承継等に対する支援を強化するとともに、新事業転換等の再チャレンジ支援を拡充すること。
- 3 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。
- 4 生産性向上に向け、可能な限り多くの中小企業・小規模事業者が各種の助成金を受給でき、取り組みを進められるように支援の充実を行うこと。特に、業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引き上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。

令和5年度 公益委員見解

令和5年8月10日

公益委員としては、本年度の最低賃金について、41円の引上げを妥当なものとする。その理由は、次の通りである。

1 福岡地方最低賃金の改正決定にあたり、最も重要な要素となるのは最低賃金法第9条第2項の3要素であり、福岡地方最低賃金は福岡地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。もっとも、令和5年7月6日付福岡労働局長発福岡地方最低賃金審議会宛「福岡県最低賃金の改正決定について（諮問）」（福岡労発基 0706 第2号）は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮」することを求めており、これら閣議決定が地域間格差の是正を図ることを重要視していることに鑑み、中央最低賃金審議会が示す目安への配慮は不可欠である。また、地方最低賃金審議会が最低賃金改正決定を行うにあたり、最低賃金法が法所定の考慮要素以外を考慮してはならない旨定めておらず、むしろ当審議会が用いた福岡県における各種の客観的資料に基づき検討することも許容される。本公益委員見解はまず福岡県における法定3要素を検討した上で、各種客観的資料に基づいた事項を併せて総合的に検討した。

2 中央最低賃金審議会も繰り返し確認しているように、中央最低賃金審議会が示す目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、当審議会の審議決定を拘束するものではない。当審議会は福岡県の経済・雇用の実態を見極めつつ、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、地域間格差の是正を図ることを考慮するものである。

法定3要素のうち労働者の生計費については、消費者物価の高騰に対して消費が追いつきつつあるが、未だその効果は一様でなく、さらに価格転嫁が進むことも予想され、消費者物価の上昇が続く中では最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活が苦しくなってくるものと考えられる。労働者の賃金につき福岡県では高水準の賃上げがみられ、特に人手不足分野を多く含む求人平均賃金状況で50円の引上げがみられるなど、堅調な新規採用意欲が見られる。通常の事業の賃金支払能力では業況判断に明るい兆しがみられるものの、エネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことにも考慮しなければならない。加えて、価格転嫁の二極化が進行しており、国内企業物価指数が消費者物価指数を上回る状況に鑑みると、引上げ率の水準には一定の限界

があると考えられる。

令和5年度福岡地方最低賃金の改正にあたって福岡地域の労働者の生計費、とりわけ消費者物価指数の昨年10月以降の対前年同月比を重視すべきとする点は当審議会公労使委員の一致するところである。福岡市と北九州市における消費者物価指数の対前年同月比平均値は3.85%であり、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者が少ない福岡県においては、これら労働者の購買力を維持強化する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。これに加え、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である電気・ガス価格激変緩和対策事業の本年10月分以降の扱いが不透明であるなど、企業物価と消費者物価の上昇も懸念される。他方で、目安との乖離については慎重に検討せざるを得ない。これらを総合的に勘案すると、令和5年度福岡地方最低賃金額は41円(4.56%)の引上げが妥当である。

以上により、令和5年度福岡地方最低賃金額は中央最低賃金審議会Bランク目安に1円を加えた41円とすることが妥当であるとの結論に達した。

福岡県最低賃金

- 1 適用する地域
福岡県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間941円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定のとおり

福岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 870円
- (3) 発 効 日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和3年度

(3) 生活保護水準（令和3年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の福岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（98,553円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると福岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1か月換算額

870円（福岡県最低賃金）×173.8（1か月平均法定労働時間数）

×0.816（可処分所得の総所得に対する比率）＝123,384円

福岡地方最低賃金専門部会 委員名簿

(令和5年7月27日任命：五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表委員	大坪 知弘	弁護士
	○平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	◎丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	小陳 武志	日本労働組合総連合会福岡県連合会 副事務局長
	長嶋 良昭	UAゼンセン福岡県支部 次長
使用者代表委員	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	松本 慧子	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である